

第154回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成18年3月30日(木) 午後1時30分～3時30分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成17年度 第3・四半期)
 - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成17年度 第3・四半期)
 - (3) 発電所の運転および建設状況(平成18年1月～3月)
 - (4) 美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施状況について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成17年度 第3・四半期）
[県 原子力環境監視センター 吉岡所長より説明]
- (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果（平成17年度 第3・四半期）
[県 水産試験場 伊藤場長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成18年1月～3月）
[県 原子力安全対策課より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 志賀原発の金沢地裁の判決は、決して志賀原発だけの問題ではないと考えている。
- ・ 阪神淡路の大震災を契機に福井県が公開で討論会を開いた。私も参加したが、時間切れで打ち切られた。県は続会をしますという約束を当時しているが、いまだに行われていない。こういう判決があったので、公開討論会の続会をぜひやっていただきたい。
- ・ 県民の意見を聞くと知事は言っているが、安管協に一度も出てこない。県民を軽視しているのではないか。副知事の方からも知事に伝えてほしい。
- ・ 東京電力の福島第二原子力発電所3号機で再循環系の配管のき裂が判明している。超音波で調査をするが、溶接によるエコーもでてきて調査が難しい。資格者が行わなければならないが、同じ沸騰水型の敦賀1号機は大丈夫なのか。敦賀1号機では、1箇所だけクエスチョンマークが付くところがあると聞いている。2次クリーニング波法による確認をやるのか。また、資格者は、日本原電にいるのか。
- ・ 福島県だけの問題ではない。県としてはどのような考え方をもっているのか。

(県：筑後安全環境部長)

- ・地震の問題は注意しなければならない話である。昨日、知事が大臣にお会いし、原発の耐震安全性については、県民の関心も高いので国として耐震安全性をわかりやすく説明してくださいと要望をした。大臣は、原子力発電所の耐震安全性に問題はないが、国民が不安な気持ちを持たないように、耐震安全性の確保についてよく知ってもらうために事業者に対して指示するとおっしゃっていた。
- ・公開討論会であるが、中断ということはないと聞いている。今後、必要があれば適宜対応しないといけないと思っている。

(原子力安全・保安院：根井原子力発電検査課長)

- ・志賀原発の判決は、被告側である北陸電力が十分に説明できなかったという指摘を受けている。国としては、今後、控訴審で北陸電力が十分に説明できるように、適宜、アドバイスをしていきたいと思っている。
- ・電気事業連合会の会長に対して、電気事業者として、地元できちっと耐震安全性についてわかりやすい説明をするようにと指導した。
- ・原子力安全・保安院では、耐震安全審査室という新たな組織を設けて、耐震設計審査指針の見直しに対応して、十分に審査できる体制をつくることにしている。知事からも大臣に要請をいただいているので、引き続き、国民の皆様、地元の皆様にわかりやすい説明をするように努めていきたい。
- ・再循環系配管のひびは、配管取り替え後、超音波探傷検査の結果と対比するために、東京電力が切断したところひびの存在を発見した。1月30日に報告を受け、3月23日に追加的な指示を全電力事業者にしている。
- ・国が指示した内容は、異常な信号が出た際、それがひびでないと判定する時には、保守的に行うようにということである。
- ・PD認証制度という資格制度を今年1月から設けている。これはひびの長さや深さの評価を正確に行える人に与える資格で、この3月に最初の試験を行っている。資格を持った方の測定でない場合は、安全裕度を持ってひびの長さとして4.4mmをプラスして評価するよう指示している。

(日本原子力発電：加藤敦賀発電所長)

- ・ 検査を行っているのは、日本原電の社員ではなく、日本非破壊検査協会が発行した規格に基づいて認証を受けた検査員が検査しており、私どもは検査結果が妥当なものか確認している。
- ・ 敦賀発電所1号機は、第29回定期検査と今年1月に終わった第30回定期検査の2回で2次クリーニング波法を使った検査を実施しているが、あらためてデータを確認して異常がないことを確認しており、国にも確認していただいている。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 検査の結果、1箇所だけ疑問点があると聞いているが、そんなことはないのか。

(日本原子力発電：加藤敦賀発電所長)

- ・ 1箇所に疑義があるとは聞いていない。問題ないと聞いている。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 公開討論会は中断していないということだが、当時、「今日はこれで終わりますが、これで終わったわけではありません」とはっきり言っている。
- ・ 耐震の問題については、県は公開討論会を前向きにやっていくのが大事だと思う。

(県：森阪原子力安全対策課長)

- ・ 原発の耐震安全性は県民の関心の深い部分であるので、いろんな形で県民の声をお聞きし、いろんな状況を勘案しながら考えていきたい。

○議題説明

(4) 美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施状況について

[関西電力株式会社 藤谷 原子力事業本部副事業本部長より説明]

[原子力安全・保安院 根井 原子力発電検査課長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 美浜3号機事故後、関西電力が一生懸命にやってきており、それに対する特別な検査もやってきたのに、どうして大飯発電所で火災が発生したのか。
- ・ 鎮火まで時間を要しており、管理区域の中へ消防署員が入っている。どういう基準で消防署員を入れるのか。下手をすると被ばくするのではないのか。
- ・ 防火シートは、溶接の火花の飛散りを防ぐためのものである。昨年10月に高浜発電所で後始末が悪くて火災を起こしているが、今回、大飯発電所でも起こしている。防火シートを燃えないシートになぜ変えないのか。
- ・ 作業後の点検は下請け任せなのか、社員が立ち会ってやるのか。下請け任せではなく現場に入っている社員が行うことが大事ではないのか。
- ・ 美浜3号機事故について、警察の捜査が継続している。司法の判断によっては、関西電力の体制一新が必要になるのではないのか。会社としての責任はどうとるべきか。県民から見ると、そのあたりが明確ではないという感じがする。
- ・ (美浜3号機の運転再開については) ある程度、時間をおいて、県民の意向を十分に聞き、司法の判断がでるまでは、県としての最終的な方針は出すべきではない。県は、そのあたりはどうか。

(関西電力：藤谷副事業本部長)

- ・ 消防署員が管理区域内で消化活動をしたという件については、消防署と発電所が協定を結んでおり、当社の放射線管理課員が放射線レベルを測定したうえで消火活動を行った。
- ・ 高浜発電所では、養生シートの溶接の残り火が原因で発火した。対策として、大飯発電所では十分に残り火を落とし、水をかけるなどの対策を行ったが、原因が同じであれば、改めて一番良い方法を考えていく。
- ・ 作業後の確認という点では、当社社員は作業の仕上がりは確認するが、資機材の保管状況までは確認していない。今後、検討して一番よい方法をやっていきたいと考えている。

(県：筑後安全環境部長)

- ・ 再発防止対策は県警の捜査とは関係なく関西電力がやっていかないといけないことである。県としては、再発防止対策の取組みと捜査は基本的には別々のものと思っている。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 別々のものではなく関係があると思う。県民誰もがそのような見方をする。司法の判断と行政の判断、それから会社の判断については、常に関連するという解釈が必要である。
- ・ 関西電力は、大飯発電所の火災の原因がまだわからないと言っているが、防火シートが一番燃えているので、原因ははっきりしている。

(関西電力：藤谷副事業本部長)

- ・ 原因が特定できていないと言ったのは、消防署と警察を含めて原因究明をしている状況で、我々が安易に原因を特定できない状況であり申しあげた。防火シートが原

困であった場合の対策も考えており、今後十分検討し、対策を講じていきたい。

(県：筑後安全環境部長)

- ・ 司法の話であるが、判断基準が異なっており、個別的には違うと申し上げている。警察の捜査が遅くても、再発防止対策の取組みは一生懸命にやらないといけないと申し上げている。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 全体の流れとして、それら3つが重なり合って、一つの解決策を見つけていくというのが当然ではないかと指摘をしている。これはこれ、あれはあれと簡単に割り切れることではない。